

静岡県希少野生動植物保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 個体の取扱いに関する規制
 - 第1節 個体の所有者の義務等（第9条・第10条）
 - 第2節 指定希少野生動植物の個体の捕獲等の禁止（第11条—第14条）
 - 第3節 特定希少野生動植物事業の規制（第15条—第18条）
- 第3章 生息地等の保護に関する規制
 - 第1節 土地の所有者の義務等（第19条・第20条）
 - 第2節 生息地等保護区（第21条—第28条）
- 第4章 保護回復事業（第29条—第32条）
- 第5章 外来種に関する施策（第33条）
- 第6章 施策の推進体制等（第34条—第37条）
- 第7章 雑則（第38条・第39条）
- 第8章 罰則（第40条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であり、自然環境の一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、希少野生動植物の保護に関し必要な事項を定め、県、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物の保護対策を推進することにより、県内の生物の多様性を保全し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を県民共有の貴重な財産として次代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）又は地域個体群（地域的に孤立した個体群をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないもの
- (2) その個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) その個体の重要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を来す事情があるもの

2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、希少野生動植物のうち、知事が特に保護を図る必要があると認めて第8条第1項の規定により指定したものをいう。

3 この条例において「特定希少野生動植物」とは、指定希少野生動植物のうち、知事がその譲渡及び譲受

けを監視する必要があると認めて第8条第1項の規定により指定したものをいう。

4 この条例において「保護回復事業」とは、指定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）を維持し、又はその繁殖を促進するための事業、その生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系を保全し、又は再生をするための事業その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。

5 この条例において「県民等」とは、県民及び観光旅行者その他の滞在者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、希少野生動植物の保護の必要性について、事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発等必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するものとする。

（県民等の責務）

第5条 県民等は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するものとする。

（財産権の尊重等）

第6条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

（希少野生動植物保護基本方針）

第7条 知事は、希少野生動植物の保護を図るための基本方針（以下「希少野生動植物保護基本方針」という。）を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (5) 保護回復事業に関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により設置された静岡県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、希少野生動植物保護基本方針の変更について準用する。

（指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定等）

第8条 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物は、知事が、あらかじめ、審議会の意見を聴いて指定する。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該公告の日から起算して14日を経過する日までの間、その案を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による公告があったときは、当該指定に係る利害関係人は、同項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 4 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は当該指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 5 知事は、指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 7 知事は、指定希少野生動植物又は特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 8 第1項から第6項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第2章 個体の取扱いに関する規制

第1節 個体の所有者の義務等

（個体の所有者等の義務）

第9条 指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない。

（助言又は指導）

第10条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 指定希少野生動植物の個体の捕獲等の禁止

（捕獲等の禁止）

第11条 指定希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。第21条第1項において「法」という。）第9条に規定する国内希少野生動植物種等を除く。次条において同じ。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物の個体及びその加工品（規則で定めるものに限る。）は、譲渡若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

（捕獲等の許可）

第12条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
 - (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人に従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。
(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第13条 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執ることを命ずることができる。

- 2 知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければな

らない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 特定希少野生動植物事業の規制

(特定希少野生動植物事業の届出)

第15条 特定希少野生動植物の生きている個体の譲渡又は引渡しの業務を伴う事業（以下「特定希少野生動植物事業」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定希少野生動植物の生きている個体の譲渡又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- (3) 譲渡又は引渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったとき、又は特定希少野生動植物事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、新たに希少野生動植物が特定希少野生動植物に指定された際現にその特定希少野生動植物の生きている個体の譲渡又は引渡しの業務を伴う事業を行っている者は、その希少野生動植物が特定希少野生動植物に指定された日から起算して30日を経過する日までの間に、第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、この項の規定による届出をした者は、第1項の規定による届出をした者とみなす。

- 4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、特定希少野生動植物事業の届出をした者（以下「届出事業者」という。）に対し、規則で定めるところにより、特定希少野生動植物事業届出済証（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

- 5 届出事業者は、前項の届出済証を亡失し、又はその届出済証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、届出済証の再交付を受けることができる。

(特定希少野生動植物事業を行う者の遵守事項)

第16条 前条第1項の規定による届出をして特定希少野生動植物事業を行う者は、当該特定希少野生動植物事業に関し特定希少野生動植物の生きている個体の譲受け又は引取りをするときは、次に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) その個体の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) その個体が、繁殖させた個体であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体であるかの別
- (3) その個体が繁殖させた個体であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) その個体が捕獲され、又は採取された個体であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

- 2 前条第1項の規定による届出をして特定希少野生動植物事業を行う者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した事項その他特定希少野生動植物の生きている個体の譲渡又は引渡しに関する事

項を記録し、当該記録を保存しなければならない。

(特定希少野生動植物事業を行う者に対する指示等)

第17条 知事は、第15条第1項の規定による届出をして特定希少野生動植物事業を行う者が前条の規定に違反した場合において、その特定希少野生動植物事業を適正化して指定希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 知事は、第15条第1項の規定による届出をして特定希少野生動植物事業を行う者が前項の指示に違反した場合において、その特定希少野生動植物事業を適正化して指定希少野生動植物の保護に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定希少野生動植物事業に係る特定希少野生動植物の生きている個体の譲渡又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第18条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第15条第1項の規定による届出をして特定希少野生動植物事業を行う者に対し、その特定希少野生動植物事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第19条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第20条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第21条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。この場合において、法第36条第1項の規定により生息地等保護区として指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項の国内希少野生動植物種と同一の指定希少野生動植物の保護のための生息地等保護区として指定しないものとする。

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る指定希少野

生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該公告の日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第6項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された指定案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、前項の規定により縦覧に供された指定案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は当該指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をしたときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 9 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。
- 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第10項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 11 生息地等保護区の区域内（次条第4項第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

（管理地区）

第22条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

- 2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないとき、その指定を解除しなければならない。
- 3 前条第2項から第8項までの規定は第1項の規定による指定について、同条第3項、第7項及び第8項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「次条第3項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 4 管理地区の区域内（第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第25条第1項及び第26条第1項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第10号から第

14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (8) 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (10) 第7号の規定により知事が指定した野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (11) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - (12) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
 - (13) 火入れ又はたき火を行うこと。
 - (14) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、前項の申請に係る行為が第3項において準用する前条第2項の指針に適合しないものであるときは、第4項の許可をしないことができる。
- 7 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4項の許可に条件を付することができる。
- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。
- 9 次に掲げる行為については、第4項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
 - (3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第1号に掲げる行為であつて第4項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第23条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者及び占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第27条第2項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第1項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第21条第7項及び第8項の規定は第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の解除について、前条第5項及び第7項の規定は前項第3号の許可について準用する。この場合において、第21条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第1項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第23条第5項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第24条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第1項及び第26条第1項において「監視地区」という。）の区域内において第22条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があつた場合において届出に係る行為が第21条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執ることを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があつた日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- (3) 第21条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為
(措置命令等)

第25条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第22条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第22条第4項若しくは第23条第4項の規定に違反した者、第22条第7項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第22条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第27条 知事は、第21条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立ち入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立ち入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第28条 県は、第22条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の規定により条件を付されたため又は第24条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。

3 知事は前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求者に通知しなければならない。

第4章 保護回復事業

(保護回復事業計画)

第29条 知事は、保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護回復事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護回復事業計画は、保護回復事業の対象とすべき指定希少野生動植物ごとに、保護回復事業の目標、保護回復事業が行われるべき区域及び保護回復事業の内容その他保護回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、第1項の保護回復事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護回復事業計画の変更について準用する。

(認定保護回復事業等)

第30条 県は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護回復事業を行うものとする。

2 国及び県以外の地方公共団体は、その行う保護回復事業であってその事業計画が前条第1項の保護回復事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護回復事業について、その者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護回復事業の事業計画が前条第1項の保護回復事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところによりその旨を告示しなければならない。第32条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第31条 認定保護回復事業等（県の保護回復事業、前条第2項の確認を受けた保護回復事業及び同条第3項の認定を受けた保護回復事業をいう。以下この条において同じ。）は、第29条第1項の保護回復事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護回復事業等として実施する行為については、第11条第1項、第22条第4項及び第10項、第23条第4項、第24条第1項並びに第38条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護回復事業等として実施される給餌設備^じその他の保護回復事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

4 知事は、前条第3項の認定を受けて保護回復事業を行う者に対し、その保護回復事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第32条 第30条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護回復事業を行う者は、その保護回復事業を廃止したとき、又はその保護回復事業を第29条第1項の保護回復事業計画に即して行うことができな

なくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第30条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第30条第3項の認定を受けた保護回復事業が第29条第1項の保護回復事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護回復事業を行う者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第5章 外来種に関する施策

第33条 県は、外来種（本来の移動能力を超えて、国外であるか国内であるかを問わず、本来の生息地又は生育地である地域から、意図的であるか非意図的であるかに関わらず、人為的に当該地域以外の地域に導入された動植物の種をいう。以下同じ。）であって、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、当該外来種の個体の生息又は生育の状況、当該外来種の個体の生息地又は生育地の状況、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、指定希少野生動植物の保護に関し必要な対策を講ずるものとする。

第6章 施策の推進体制等

（国及び他の地方公共団体との協力）

第34条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

（事業者等の自発的な活動の促進）

第35条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施に当たっては、事業者若しくは県民又はこれらの者が組織する団体と連携するよう努めるとともに、これらの者が自発的に行う希少野生動植物の保護に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（監視指導体制の整備）

第36条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策を推進するために必要な監視指導体制を整備するものとする。

- 2 知事は、希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行わせるため、希少野生動植物保護監視員を置くことができる。

（調査、研究及び情報提供）

第37条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策を策定し、及び実施するため、野生動植物の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について、県民等の協力を得て、調査及び研究をするものとする。

- 2 県は、希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない範囲内において、前項の規定による調査及び研究の成果その他希少野生動植物に関する情報を適切に提供するものとする。この場合において、県は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮するものとする。

第7章 雑則

（国等に関する特例）

第38条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務又は事業については、第10条、第11条、第20条、第22条第4項及び第10項、第23条第4項、第24条第1項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

2 国等は、第11条第1項第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第22条第4項若しくは第23条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 国等は、第22条第8項の規定により届出をして引き続き同条第4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第10項若しくは第24条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

（委任）

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条又は第22条第4項の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項又は第25条第2項の規定による命令に違反した者

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項又は第22条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第23条第4項の規定に違反した者

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項又は第3項前段の規定による届出をしないで特定希少野生動植物事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第2項又は第24条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第23条第5項において準用する第22条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (4) 第24条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第24条第5項の規定に違反した者

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第8項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第14条第1項又は第18条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第15条第2項の規定に違反した者
- (4) 第26条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (5) 第27条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に
関

し、第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条
の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。